

「個人情報取扱事務登録制度」について

1 概要

- 霧島市個人情報保護条例（平成 17 年霧島市条例第 11 号。以下「条例」という。）の規定により、実施機関*は、個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルを使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、条例第 14 条第 1 項各号に掲げる事項を記載した「個人情報取扱事務登録簿」を備え、一般の閲覧に供しなければならないものとされている。

※ 市長（水道事業管理者の権限を行う市長を含む。）、消防局長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公平委員会及び議会

- 総務部総務課においては、年 1 回、各実施機関に対し、新たに開始、変更又は抹消された個人情報取扱事務に関して調査を実施しており、当該調査の結果を「霧島市個人情報保護審議会」に報告している。

この場合において、「霧島市個人情報保護審議会」は、当該内容について意見を述べることができる（条例第 14 条第 4 項後段）。

2 関係条文

- 霧島市個人情報保護条例（平成 17 年霧島市条例第 11 号）〔抜粋〕

第 2 節 個人情報取扱事務の登録等

第 14 条 実施機関は、個人情報を取り扱う事務であって、個人情報ファイルを使用するもの（以下「個人情報取扱事務」という。）について、次に掲げる事項を記載した個人情報取扱事務登録簿を備え、一般の閲覧に供しなければならない。

(1)から(9)まで 略

2 実施機関は、個人情報取扱事務を新たに開始しようとするときは、あらかじめ、当該個人情報取扱事務について個人情報取扱事務登録簿に登録しなければならない。登録した事項を変更しようとするときも、同様とする。

3 実施機関は、個人情報取扱事務を廃止したときは、速やかに当該個人情報取扱事務の登録を抹消しなければならない。

4 実施機関は、前 2 項の規定による登録、変更又は抹消をしたときは、遅滞なく、その旨を霧島市個人情報保護審議会に報告しなければならない。この場合において、霧島市個人情報保護審議会は、当該事項について意見を述べることができる。

5 前各項の規定は、次に掲げる個人情報取扱事務については、適用しない。

(1) 市の職員又は職員であった者に係る個人情報取扱事務であって、専らその人事、給与若しくは福利厚生等に関する事項又はこれらに準ずる事項（実施機関が行う職員の採用試験に関する個人情報取扱事務を含む。）を取り扱うもの

(2) 一般に入手し得る刊行物等に係る個人情報を取り扱う事務

(3) 前 2 号に掲げる事務のほか、実施機関の定める事務

3 本年度における個人情報取扱事務調査

(1) 背景

平成 17 年に構築してから一定の年数が経過したことにより、これまで、本市における個人情報取扱事務登録簿（以下「登録簿」という。）の作成、変更又は抹消作業を行うに当たり使用してきたデータベースシステム（以下「旧システム」という。）に不具合が生じたことを受け、平成 30 年 12 月に、企画部情報政策課の支援により新たなシステム（以下「新システム」という。）を構築した。

(2) 措置内容

新システムの構築に伴い、旧システムにおける登録簿に係るデータを移行するとともに、次のような措置を講じている。

ア 名寄せ（重複事務の削除）の実施及び「関係課」の登録

- 既存の登録簿のうち、本庁所管課と各総合支所所管課における個人情報取扱事務の内容が共通しているものについては、各総合支所所管課における登録簿を本庁所管課における登録簿に集約し、併せて、当該登録簿に、当該事務を取り扱っている各総合支所の所管課を「関係課」として登録することとした。

イ 部署名の変更等

- 組織改編等により従来の組織機構が改編されている又は部署名の変更が漏れている場合などには、必要な変更等の処理を行った。

ウ 個人情報取扱簿における登録項目の追加

- 霧島市個人情報保護審議会から、個人情報取扱簿における登録項目に「個人情報の保有期間」を追加するよう意見を受けていたことから、新たに「保有期間」の欄を設けた。
- なお、個人情報の保有期間は、基本的に当該事務に係る文書保存期間によることから、「原則として当該事務に係る文書保存期間による」とし、これと異なる取扱いをする場合に、当該記載を修正し、登録することとした。

(3) 本件調査に係る経緯

ア 第 1 弾（新システム構築に伴う個人情報取扱事務登録簿の整備作業について（平成 30 年 12 月））

- 上記(2)のア及びイの内容について、整備作業を依頼した。

イ 第 2 弾（個人情報取扱事務調査について（平成 31 年 1 月））

- 例年どおり、新たに開始、変更又は抹消された個人情報取扱事務に関し調査を実施した。

(4) 本年度における「霧島市個人情報保護審議会」への報告の内容

上記(3)のうち、アの整備作業に関しては、作業の結果が膨大であり、また、その内容についても、比較的、軽微なものといえることから、霧島市個人情報保護審議会への報告は省略することとし、イの調査結果について報告を行うこととする。

なお、アの調査のうち、『名寄せ（重複事務の削除）の実施及び「関係課」の登録』については、今回端緒についた段階であることから、来年度以降も引き続き取り組んでいくことを予定している。